

西区南幸二丁目の建築工事に起因する道路の亀裂への対応について

本日、横浜市西区南幸二丁目において、道路の亀裂が発生しました。当該亀裂は、道路隣接地にある民間の建築工事における山留工事の不備が原因と考えられます。

このため、建築基準法に基づき、工事施工者及び工事監理者に対して速やかな応急復旧を指示するとともに、是正計画の報告を求めました。

なお、道路管理者からも道路の速やかな復旧を求めています。

引き続き、速やかな復旧に向けて、関係部署と連携し、工事施工者等を指導してまいります。

(参考)

建築基準法第90条では、建築工事において、周辺への危害の防止上、支障がないように山留を設けなければならない、と定められています。

お問合せ先	
建築指導課長 鷺原 (すのはら)	Tel 045- 671 - 4529